

お願い

同居家族の緊急事態宣言下の都府県訪問後の受診について

院内への COVID-19 持ち込み対策の一環として、伊豆医療福祉センターからお願いしたいことがあります。

緊急事態宣言の発令が、3月7日まで延長になりました。

その中で、受験などで、やむをえず同居のご家族が緊急事態宣言下の都府県に出かけられる事があるかと思えます。

その場合の当院への診察、リハビリ、通院の決まりが明確ではありませんでした。

院内への感染の持ち込みを避けるためにも緊急事態宣言下ではその都府県に、通勤、通学など常態的に移動している方以外は、不慣れな場所、不慣れな状況で訪れることになることから感染するリスクが高くなると考えられますので、**同居の方が訪問後（その日を入れて）7日間は、当院の受診を避けるよう**お願いいたします。

急な決定でご迷惑をおかけいたしますが、院内での感染を避けるためにもご協力をお願いいたします。

2021年2月15日

伊豆医療福祉センター 施設長

渡邊誠司